

避難者訴訟 第24回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第24回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第24回口頭弁論：6月21日（水）10：00から

2017年6月21日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 早川篤雄 外36名（第1次提訴分）＋國分富夫 外184名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分）＋110名（第5次提訴分） その後死亡原告2名とその承継者を検討して、合計588名
被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者

原告： ・189世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯＋35世帯＋38世帯）
・年齢層：0歳から92歳まで
・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金278億2091万3632円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

ただし, 本件は, 訴訟提起以来, 時間が経過し, 被害者の救済は待たなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため, 請求項目は, 最終的に, 自宅不動産, 家財, 慰謝料に絞っている。

(2) 損害賠償請求の項目

① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

500 m²未満の場合、避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) または、1368万8000円 (フラット35) のうち、いずれか大きい方。

500 m²以上の場合、500 m²×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) + (従前の宅地面積 - 500 m²) × (1 m²当たりの固定資産税評価額×1.43) の式によって得られる額

[建物]

フラット35 (2238万円) + (従前の床面積 - 115.3 m²) × 平成23年度の平均新築単価 (15万8800円) の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に、家族構成ごとによって算定される賠償額。

② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額50万円を請求する。

③ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金2000万円を請求する。

第2 第24回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第24回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第24回口頭弁論は、この第2段階の14回目、第2段階の最終日になります。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面に始まり、お互いの言い分を記した書面を提出し合って応酬しあいました。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

2015年6月の第11回口頭弁論以降、第2段階に入り、第2次訴訟原告までの原告本人尋問を実施します。第18回口頭弁論以降、2つの法廷にわかれて、合計9、あるいは10名の原告本人尋問を実施。これまでの合計11回で、59名の原告の貴重な話をうかがってきました。

また、2016年中は、7月、9月、11月の3回にわたって、いわき市の仮設住宅、広野町、楡葉町、浪江町、南相馬市小高区、双葉町、川俣町山木屋地区について、現場検証も行われました。第22回口頭弁論においては、除本理史（よけもとまさふみ）・大阪市立大学教授の証人尋問を行い、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を余すところなく明らかにしました。

2 第24回の流れ

第23回は、4名の原告の本人尋問を行います。これまでに比べるとやや変則的です。

まずは合議（裁判官3人が揃う）で1号法廷だけで開始します。冒頭、準備書面の陳述等を行います。この中で代理人による意見陳述を行います。これは、「責任論」と呼ばれる、今回の事故は、東電が十分予想できたし、回避するための措置をとることもできたのに、しなかったという問題についての議論です。高橋力弁護士が陳述する予定です。

その後、原告1名の尋問を行います。

午後は、まず、2つの法廷にわかれ、原告1名ずつの尋問を行います。

午後2時15分ころを予定しています。いったん休廷し、また、1号法廷のみになり、午後2時25分から、最後の原告本人尋問を行います。

午後4時半には法廷を終了し、別室で進行協議を全体として行います。

全体としては、午前10時に開始し、午後5時ころ終了する予定です。

尋問される人（担当弁護士）と主尋問時間を、流れの順番に記載すると次のとおりです。

國分富夫 南相馬市小高区 （市野綾子、森直美） 75分

白岩美穂子 双葉町（広田次男、大木裕生） 45分➡1号法廷

猪狩正則 檜葉町 （米倉勉、岸朋弘） 45分➡2号法廷

早川篤雄 檜葉町 （深井剛志、佐藤美由紀） 90分

このうち、早川篤雄団長の尋問は、ご自身の被害について語るものであるとともに、上記の責任論に関する裏付けに関する話もするものです。

3 第25回法廷など

2017年10月11日（水）午後1時15分開始を予定しています。

この日で、第1陣訴訟の手続きはすべて終了し、判決日が指定される予定です。

なお、この第24回法廷をもって第3次提訴分以降を分離し、第3次提訴分以降は第2陣訴訟となって、その手続きは8月2日午後2時から開始される予定です。

以 上